

組合員 各位

令和 2 年 7 月 1 日
新潟県農業機械商業協同組合
理事長 清塚 長徳

経営継続補助金について

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先月もお知らせいたしましたが、令和 2 年度第 2 次補正予算で、コロナ禍対策の一環として、農業機械が導入可能な経営継続補助金が用意されています。今般、「経営継続補助金」の実施要領などが公表されましたので、下記にお知らせいたします。

敬具

記

(1) 対象

常時従業員 20 人以下の農林漁業者（個人および法人） 認定農業者の縛りは無し

(2) 内容

①経営継続に関する取組に要する経費

新型コロナウイルスの影響を克服し、事業を継続するための①生産方式の確立・転換のための機械導入や、②販路の開拓、回復など

（導入機種に限定はありませんが、人手を要する作業を代替又は作業の効率性を向上することにより作業員間の接触を減らすための省力化機械等の導入の理由で、野菜苗移植機、ドローン、スピードスプレヤー、スプリンクラー、ロボット草刈機、鉄コーティング関係、農業用機械の自動操舵システム、ハウス環境制御システム、等など。作業場で作業人員間の距離を広げる等の理由で自動選別機、フレコン等）

②感染拡大防止の取組に要する経費

(3) 補助額

①補助率 4 分の 3、補助上限額は 100 万円。

なお、グループでの共同申請の場合は、機械導入に係る上限額は 1,000 万円。

②感染防止対策を取る場合は、消毒・清掃・マスク等の費用に別途に定額補助上限 50 万円

(5) 実施機関：全国農業会議所

申請書類など：下記 HP からダウンロードすることができます。

特設サイト <https://keieikeizokuhojokin.info/index.html>

(6) 窓口となる支援機関 農協以外では、農業経営相談所と県地域振興局が窓口となります。

新潟県農業経営相談所 025-282-5021 担当者 和田 様

住所：新潟市中央区新光町 15 番地 2 新潟県公社総合ビル 4 階 新潟県農林公社内
相談に乗ってくれます。 相談日時 月曜～金曜日(9 時～5 時)

(7) 申請期限

1次受付は7月29日(補助金事務局着)までですが、各支援機関の受付が、それぞれの支援機関により異なりますので、お早めに対応をお願いします。

※県地域振興局は7月10日までに「経営計画書」の提出してください。

※農協は15日頃まで (要確認)

(8) 申請方法 申請書類を上記ホームページより申請書のエクセルデータをダウンロードもしくは支援機関より入手する。

(1) 補助金申請の手続の流れ

①「経営計画書」(様式2-1)、共同申請の場合には(様式2-2)を作成してください。

②「経営計画書」(様式2-1)、共同申請の場合には(様式2-2)の写しを、補助事業を行おうとする地域の支援機関の窓口(通常業務時間内)に提出のうえ、経営計画書の確認及び「支援機関確認書」(様式3)の作成・交付を依頼してください。

※地域振興局の場合は電話してからが良いです。*地域の支援機関に「支援機関確認書」(様式3)の作成を依頼する際には、準備できた他の提出物も併せてご用意ください。

③後日、支援機関が「支援機関確認書」(様式3)を発行するので受け取ってください。

④受付締切(郵送:締切日当日消印有効)までに、必要な提出物を全てそろえ、以下(3)に記載の補助金事務局の住所又は支援機関が指定した住所まで郵送により提出してください。

(申請書類一式の郵送による提出先・お問い合わせ先)

◇経営継続補助金事務局(以下、「補助金事務局」という。)

一般社団法人全国農業会議所 経営継続補助金 事務局

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目51番10号 PORTAL POINT HARAJUKU 4階

電話番号:03-6447-1253

◇申請書類一式は、申請受付開始以降、「郵送」により補助金事務局にご提出いただくこととなります。※原則は、農林漁業者が直接、事務局に提出しますが、支援機関がとりまとめて送付する場合は、支援機関にご提出ください。

農水省のホームページも参照ください。動画による説明やQ & Aもあります。

Q & Aより

⑦ Q : 特定の農協等を「支援機関」とする場合、計画に計上する機械、資材等について、支援機関となる農協等から機械、資材等を購入する必要があるのか。？

A : 本補助金制度において、支援機関は、あくまでも農林漁業者の経営継続の取組について、経営の指導業務の一環として伴走支援事務を担っていく機関として位置付けています。補助金事務局（全国農業会議所）と支援機関となる機関との間の委託契約では、支援機関は、自らの事業の利用を前提として伴走支援事務を行ってならない旨の条項が盛り込まれています。仮に、支援機関が伴走支援引受の前提として、事業として行う物品・役務の提供を強制する事案が生じた場合は、速やかに最寄りの地方農政局等の経営・事業支援部に御連絡下さい。本補助金制度において、支援機関は、あくまでも農林漁業者の経営継続の取組について、経営の指導業務の一環として伴走支援事務を担っていく機関として位置付けています。

⑩ Q : 今回の事業は申請すれば必ず補助を受けられるか。？

A : 本事業は申請のあった経営計画について、専門的資格や経験を有する者を外部有識者として、審査業務を委嘱することとしています。申請1案件あたり、複数の外部有識者が審査し、評価点をつけられ、審査委員会により総合的な判断に基づき採択の可否が決定されます。

⑫ Q : 中古品の購入について、対象になるか？

A : 中古品の購入も対象になりますが、以下の点に留意することが必要です。

① 法定耐用年数を経過しておらず、残存耐用年数が2年以上のものであること ② 見積書または価格の妥当性を証明する書類（同等の性能・能力を有する中古品の価格が分かるインターネット上の情報）を整備されていること。 *整備されていない場合は、補助対象経費として認められません ③ 購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により経営計画書の取組への使用ができなかった場合には、補助金の対象にできませんのでご注意ください。

⑮ Q : 共同申請の際、共同利用を目的として1,000万円の農業機械を購入することは可能ですか。その際に留意しておくこと（財産管理、財産処分など）はありますか。？

A : 可能です。ただし、全ての参画者が共同事業の取組に参加する必要があります。また、共同申請のうち、代表事業者が一括して経費支出し、補助金交付を受けようとする場合は、①構成員・目的、②全構成員の役割分担、③費用負担の方法、④共同利用する財産の管理方法などが記載された「連携する全ての者の連名で制定した共同実施に関する規約」を作成する必要があります。共同利用の機械等については、従来、運用・管理・処分においてトラブルとなるケースがありますので、関係者で必ず規約を作成・共有すべきです。なお、高額で省力化等につながるものは、他の事業を活用することも十分可能です。